令和５年度
第４回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和５年度第４回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和５年７月２０日（月）　１５時４２分開会
　　１７時０５分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１８名、欠席委員２名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	今務	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	平岡日出男	出席	
５番	髙橋正	出席	
６番	今鉄雅	出席	議事録署名委員
７番	宮澤徳夫	出席	
８番	山形繁雄	出席	
９番	鈴木弘樹	出席	
１０番	川端智之	出席	
１１番	佐々木雅宏	出席	
１２番	片桐好英	出席	
１３番	平井久	出席	
１４番	藤田勝久	出席	
１５番	清水利一	出席	
１６番	樋口司	欠席	
１７番	黒澤譲治	欠席	
１８番	中村由美子	出席	議事録署名委員
１９番	工藤信二	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	上田創一
企画振興係長	小野美幸
農地係長	小川宏明
農地係主任	福士憲二
農地係主任	松川裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　臨時議長の選出
日程第３　　臨時議長挨拶
日程第４　　議事録署名委員の指名
日程第５　　諸般の報告
日程第６　　選挙の部
　　選挙第１号　千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出について
　　選挙第２号　千歳市農業委員会小委員会委員及び特別委員会委員の選出について
　　選挙第３号　議席の決定について
日程第７　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
日程第８　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　千歳農業振興地域整備計画の変更（案）の公告について
　　議案第３号　農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更（案）について
　　議案第４号　千歳市都市計画及び景観審議会委員の推薦について
日程第９　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　令和５年度 第４回千歳市農業委員会総会の開催にあたり、臨時議長が選出されるまでの間、進行役を務めさせていただきます農業委員会事務局長の松石でございます。よろしくお願いいたします。

なお、この度の総会は委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会でありますことから、農業委員会等に関する法律第 27 条第１項の規定に基づき、市長が招集しております。

ここで、市長より任命を受けられた委員の皆様をご紹介申し上げます。片桐委員から順に、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

片桐委員です。川端委員です。工藤委員です。今務委員です。今鉄雅委員です。三溝委員です。清水委員です。鈴木委員です。髙橋委員です。長島委員です。中村委員です。平井委員です。平岡委員です。平沖委員です。藤田委員です。宮澤委員です。山形委員です。

本日、所用で欠席しております、黒澤委員、樋口委員を加えた 20 名の方が千歳市農業委員会委員として就任されております。

次に、事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局、自己紹介）

ただ今から、令和５年度第４回農業委員会総会を開会いたします。

現在の出席委員は 18 名であります。

よって、当総会は成立いたしております。

＜日程第２　臨時議長の選出＞

事　務　局　長　　委員の任期満了による任命の後、最初の総会でありますので、会長が選出されるまでの間、地方議会にならい、年長の委員を臨時議長としてお願いしたいと思います。

出席委員中、藤田委員が年長者でありますので、これより先は、藤田臨時議長により議事進行をお願い申し上げ、進行役を退任させていただきます。

（藤田委員、席移動）

＜日程第３　臨時議長挨拶＞

臨　時　議　長　　ただ今、ご紹介いただきました藤田です。
臨時に議長の職務を行います。
よろしくお願いいたします。（15：46）

＜日程第４　議事録署名委員の指定＞

臨　時　議　長　　日程第 4、議事録署名委員を指名いたします。
千歳市農業委員会会議規則第 13 条に規定する議事録署名委員には、今鉄雅委員、中村委員を指名いたします。

＜日程第５　諸般の報告＞

臨　時　議　長　　事務局に諸般の報告をさせます。

事　　務　　局　　令和 5 年度第 3 回総会以降の諸般の事項につきましては、お手元に配布しております資料のとおりであります。
事務局からは、以上です。

＜日程第６　選挙の部＞

【選挙第１号　千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出について】

臨　時　議　長　　次に、日程第 6、選挙の部に入ります。（15：48）
選挙第 1 号、千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

事　　務　　局　　選挙第 1 号、千歳市農業委員会会長及び会長職務代理者の選出についてご説明申し上げます。
この度の農業委員会委員の任期満了に伴い、会長及び会長職務代理

者が不在となっております。
　会長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は、委員が互選した者をもって充てるとされており、また、会長職務代理者につきましては、同条第5項及び千歳市農業委員会会議規則第16条第2項の規定により、会長職務代理者は、あらかじめ互選しておくことができるとされておりますので、会長及び会長職務代理者の互選につきまして、ご審議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上です。

臨　時　議　長　　会長及び会長職務代理者の選出について、事務局から提案はありますか。

事　　務　　局　　選考委員会を設置して選出することとし、その選考委員については、農業地域全体の意見としてまとめるため、各地区などから推薦を受けた方で、かつ3期目以上の委員とすることが良いのではと考えます。
　選考委員として、中村委員、佐々木委員、鈴木委員、平岡委員、宮澤委員、山形委員の6名を提案いたします。

臨　時　議　長　　ただ今、事務局から選考委員会の設置と選考委員選出の考え方及び委員6名について提案がありましたが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

臨　時　議　長　　ご異議なしと認めます。
　会長及び会長職務代理者の選出については、選考委員会を設置し、選出することに決定しました。
　選考委員は、中村委員、佐々木委員、鈴木委員、平岡委員、宮澤委員、山形委員の6名とし、選考委員長につきましても、臨時議長と同様に、地方議会にならい、年長の委員を委員長としてお願いしたいと思いますので、中村委員を指名します。
　これより、選考委員会を開催いたしますので、選考委員の方は、第3委員会室へご参集ください。
　暫時休憩します。（15：50）

（第3委員会室にて、選考委員会）

臨　時　議　長　　再開します。（15：54）
　会長及び会長職務代理者の選考結果について、選考委員長の報告を求めます。

選 考 委 員 長　　選考委員会で協議した結果、会長に長島委員、会長職務代理者に平沖委員を推薦することに決定しましたので、ご審議・ご決定いただきますようお願いします。

臨　時　議　長　　お諮りします。
　ただ今の選考委員長の報告のとおり、会長に長島委員、会長職務代理者に平沖委員を選出することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

臨　時　議　長　　ご異議なしと認めます。
　それでは、ただ今選出されました長島会長、平沖会長職務代理者から、就任のご挨拶をお願いいたします。

（長島会長、平沖会長職務代理者、就任あいさつ）

臨　時　議　長　　これをもって、臨時議長の職務を終えましたので、私は退任させていただきます。皆様には議事進行につきましてご協力いただき、誠にありがとうございました。
　それでは、長島会長、議長席にお付きください。
　暫時休憩します。（15：58）

（席移動）

【選挙第２号　千歳市農業委員会小委員会委員及び特別委員会委員の選出について】

議　　長　　再開します。（15：58）
　次に、選挙第 2 号、千歳市農業委員会小委員会委員及び特別委員会委員の選出についてを議題といたします。
　千歳市農業委員会小委員会及び特別委員会設置要綱第 3 条第 1 項の規定により、委員会の委員は、会長が総会に諮って選任することになっております。
　また、同要綱第 2 条の規定により、委員の定数はそれぞれ 10 名となっておりますので、農政小委員会委員、農地小委員会委員及び火山灰・

砂利採取特別委員会委員を選任させていただきます。
農政小委員会委員に川端委員、工藤委員、黒澤委員、今務委員、佐々木委員、中村委員、平岡委員、藤田委員、宮澤委員、山形委員。
農地小委員会委員に片桐委員、今鉄雅委員、三溝委員、清水委員、鈴木委員、髙橋委員、中村委員、樋口委員、平井委員、藤田委員。
火山灰・砂利採取特別委員会委員に片桐委員、川端委員、今務委員、佐々木委員、三溝委員、清水委員、髙橋委員、樋口委員、平岡委員、宮澤委員、以上の方々を選任することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

議　　長　　ご異議なしと認めます。
ただ今、お名前を申し上げた小委員会委員各 10 名、特別委員会 10 名の方を選任することに決定いたしました。
各小委員会及び特別委員会の正副委員長は、同要綱第 4 条第 2 項の規定により、小委員会又は特別委員会において互選すると規定されております。
それでは、委員会ごとに、正・副委員長の互選を順次行っていただきますので、まず初めに、農政小委員会委員は、第 3 委員会室へ移動願います。
暫時休憩します。（16：01）

（農政小委員会委員、退室、入室）

議　　長　　再開します。（16：05）
続いて、農地小委員会委員は、第 3 委員会室へ移動願います。
暫時休憩します。（16：05）

（農地小委員会委員、退室、入室）

議　　長　　再開します。（16：09）
続いて、火山灰・砂利採取特別委員会委員は第 3 委員会室へ移動願います。
暫時休憩します。（16：09）

（火山灰・砂利採取特別委員会委員、退室、入室）

議　　長　　再開します。（16：13）
ただいま互選をいただきました各小委員会及び特別委員会の委員長

並びに副委員長を発表いたします。
　農政小委員会委員長、山形委員、副委員長、中村委員、農地小委員会委員長、鈴木委員、副委員長、今鉄雅委員、火山灰・砂利採取特別委員会委員長、片桐委員、副委員長、宮澤委員。
　選任されました委員長、副委員長におかれましては、よろしくお願いいたします。
　ここで、ただ今選任された各正・副委員長から一言ずつ御挨拶をお願いします。

（農政小委員会委員長、副委員長、農地小委員会委員長、副委員長、火山灰・砂利採取特別委員会委員長、副委員長挨拶）

議　　長　　ありがとうございました。

【選挙第３号　議席の決定について】

議　　長　　次に、選挙第 3 号、議席の決定についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　選挙第 3 号、議席の決定についてご説明申し上げます。
　千歳市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議席はあらかじめくじで定めるとされておりますことから、議席をくじで決定いたします。
　なお、会長及び会長職務代理者については、慣例により会長は 20 番、会長職務代理者は、1 番とさせていただきます。

議　　長　　それでは、議席が決まった 2 名以外の委員は仮議席順にくじを引いていただき、事務局職員へお渡し願います。

（くじ引き、開始）

議　　長　　各委員の方は、名札をお持ちになり、決定した議席に移動をお願いします。暫時休憩します。（16：21）

（席移動）

＜日程第７　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第３条の３届出)】

議　　長　　再開します。(16：25)
次に日程第 7、報告の部に入ります。
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 4 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 4 ページのとおりです。なお、整理番号 6 の被相続人は△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

＜日程第 8　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第 8、協議の部に入ります。(16：26)
はじめに議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。
議案書５ページをお開きください。
農地法第３条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
農地の貸借や売買をするときは、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要がありますが、申請を受理した後、総会で許可・不許可を審議・決定するものです。
今月の農地法第３条の許可申請は、所有権移転が１件です。
当日配布資料の１ページに、議案第１号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号９は、△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
土地の所在等につきましては、議案書５ページのとおりです。
整理番号９は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号、すなわち、第１号、全部効率利用要件、第２号、農地所有適格法人以外の法人の禁止、第３号、信託の禁止、第４号、農作業常時従事要件、第５号、転貸の禁止、第６号、地域調和要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号９について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　ここの土地には小果樹の植栽があったと思いますが、それはどうなったのですか。

事　　務　　局　　小果樹はすべて撤去されております。

藤　田　委　員　　所有者による、撤去は終わっているのですね。

平　沖　委　員　　そこにあった、ハスカップとかブルーベリーは、欲しい方に譲り渡してほぼ無くなり、△△△△さんがその後に利用を始めました。

藤　田　委　員　　分かりました。ありがとうございます。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第２号　千歳農業振興地域整備計画の変更（案）の公告について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、千歳農業振興地域整備計画の変更（案）の公告についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 6 ページをお開きください。
千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。
今回の変更点は、中央地区及び泉郷地区における農用地区域への編入を行うものであります。
議案書 7 ページをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では 8 月上旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は 30 日間です。
次に、議案書 8 ページをご覧ください。土地の所在等は議案書のとおりです。
次に、議案書 9 ページをご覧ください。土地選定の理由書は議案書のとおりです。
最後に、議案書 10 ページから 11 ページをご覧ください。農用地区域内農地への編入の手続は、当ページに四角で囲われた箇所であります。当日配布資料の 2 から 3 ページに航空写真を添付しておりまして、編入する箇所は赤の点線で囲われている箇所です。
以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

川　端　委　員　　端の所ですが今まではどのように使っていたのでしょうか。

事　　務　　局　　農地の縁ですが、すべて畑として利用しております。

川　端　委　員　　分かりました。

平　岡　委　員　　使用方法が変わるということでは無いのですね。

事　　務　　局　　使用方法が変わると言う訳ではなく、農用地に編入する形になります。

平　岡　委　員　　通路ではないのですか。

事　　務　　局　　△△さんの所は通路です。通路なので農用地区域から外れていました。

平　岡　委　員　　なぜ編入するのですか。

事　　務　　局　　将来的に〇〇〇〇を予定しているためです。

平　岡　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　農業経営基盤強化の促進の関する基本構想の変更（案）について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更（案）についてを議題といたします。事務局より説明願います。

この件については、市長部局の農業振興課から説明を受けることとしておりますので、△△農業振興課長、△△調整計画係長、△△主任に出席いただくことにします。

暫時休憩します。（16：36）

（農業振興課、入室）

議　　長　　再開します。（16：36）

事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第3号について、ご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、次のとおり農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更について千歳市長から意見を求められたので審議意見を求めます。

当日配布資料としまして議案第3号資料を配布しておりますので、ご確認願います。

なお、本件に関しましては、本日、農業振興課から説明をしていただくこととなっておりますので、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。

議　　長　　引き続き、農業振興課から説明をお願いします。

農業振興課長　　農業振興課の△△です。

議案第3号につきまして、ご説明させていただきます。

着座して説明させていただきます。

私からは、A4の1枚ものの、議案第3号資料、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想（案）変更内容の概要に基づき、主な変更点につきまして説明させていただきます。

令和4年5月に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が成立し、北海道が北海道農業経営基盤強化促進基本方針の一部改訂を行っています。

基盤法第6条第3項で、基本構想は基本方針に則すとされており、基盤法第6条第2項が改正され、基本構想に農業を担う者の確保及び育成に関する事項などの追加や、利用権設定等促進事業の廃止が行われています。

このため、本市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想についても、主に地域計画、旧人・農地プランに係る内容を中心に記載内容の変更及び追記等を行っております。

主な変更点といたしましては、第１の農業経営基盤の強化の促進に関する目標で、追記や削除を、第４の第２及び第３に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項で、旧構想から変更後の構想へ項目の移動を、第５の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項で、内容の修正を、第６の農業経営基盤強化促進事業に関する事項で、追記及び削除を行っております。

変更の詳細につきましては、この後、調整計画係長の△△よりご説明を申し上げます。

本日の農業委員会及び、別途、農協の意見を踏まえまして、北海道と協議を行い、変更後の基本構想を公告することになりますので、ご意見等いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは△△係長よりご説明申し上げます。

調整計画係長　調整計画係の△△と申します。よろしくお願いいたします。

私からは横印刷の A4 サイズ　ホチキス止めの資料、新旧対照表、こちらに沿って、主な変更箇所の説明をさせていただきます。

着座で説明させていただきますので、ご了承願います。

最初に３ページをご覧ください。

こちらの左下の赤字部分になりますが、3、千歳市農業の課題と方策、(2) 農業経営の強化につきまして、①農地の集積・集約促進の１行目、人・農地プランを地域計画に変更し、地域計画の説明をアスタリスクで追記しております。

次に、４ページをご覧ください。

右上になります。こちらの旧構想の 4、農業経営基盤の強化の促進に関する取組、(15) こちらにつきまして、6 の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標、こちらと記載内容が重複するため、こちらについては削除しております。

また、４ページの左側から赤字部分、４ページから５ページにかけてのこちらの記載につきましては、新たに設けました、第 4、第２及び第３に掲げる事項の他、農業を担う者の確保及び育成に関する事項といたしまして、6 ページ以降となりますが、旧構想の第 5、農業経営基盤強化促進事業に関する事項から、記載内容に応じて移動させております。

次に、6 ページをご覧ください。左上部分の赤字になります。

こちらにつきましては、2、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の（3）将来の農地利用のビジョンにつきまして、地域計画を通じた農用地の集約化に関する内容に記載内容を変更しております。

同じく6ページの下の方にある赤字になります。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進事業に関する事項につきまして、農地中間管理事業及び特例事業の活用に関する事項を追加しております。

続きまして、7ページをご覧ください。左側の赤字部分になります。

こちらにつきましては、地域計画策定に伴い農地利用集積計画の活用が廃止されますことから、旧構想の1、利用権設定等促進事業に関する事項については削除し、新たに1、第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他、第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項のとおり、記載内容を変更しております。

次に、13ページをご覧ください。こちらも左側の赤字部分になります。12ページ下段から続いておりますが、4、道央農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項、(2) 道央農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等につきまして、地域計画に係る農作業委託に関する内容を追記しております。

主な変更点に係る説明は、以上でございます。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤 田 委 員　　基本的には、この令和5年の内容が変わったということですね。

農業振興課長　　基本構想につきましては、市の基本構想は、国の方の基盤強化法に基づきまして、北海道が5年おきに基本方針の見直しをかけており、その見直しに基づきまして、翌年度に市の基本構想の見直しをかけております。現在の基本構想につきましては令和4年度からの基本構想になっておりまして、その部分の協議は令和3年12月に農業委員会の総会で審議、承認をいただいているところでございます。

今回の見直しにつきましては、国の法律が変わりましたことから、その修正部分、これまで人・農地プランと言っていたものが、国の法律が変更になりまして、地域計画を令和7年までに策定する事となりましたので、その部分の見直しを、北海道が行った事によりまして、市の基本構想につきましても必要部分について変更を行うと言う状況です。

藤 田 委 員　　分かりました。

農業振興課長　　大まかなフレームについては、令和4年度に策定した物からは変更していないという事で、今回、人・農地プランの部分を地域計画に改

め、農業を担う者の確保及び育成に関する事項と言うものが、新たに加わった事によりまして、必要部分の変更を行った所でございます。

藤　田　委　員　　北海道が変わったから、それに合わせて市も変えるという事ですね。

農業振興課長　　はい。大きな見直しは5年ごとになりますので、次の変更につきましては令和10年頃となる予定でございます。

中　村　委　員　　今まで、人・農地プランと言う形で、作成委員会を開催しておりましたが、それが地域計画になると千歳市全体で一つの会議になるのか、それとも各地域の作成になるのかと言う所では、実際に行うとすれば大変な状況になるのではと感じているのですが、市としてはどのような形の地域計画を考えているのですか。

農業振興課長　　まだ確定はしておりませんが、前段の人・農地プランでは、地区毎話し合いを行っておりました。地域計画の策定のやり方については、千歳市だけではなくて、道央農業振興公社や江別市、恵庭市、北広島市などと連携しながら、今後の進め方について、農業委員会事務局も含め、市の農政部局も入って協議しておりまして、令和6年度中に作ると言う事で確認しておりますので、現在の 11 地区を、今後もこの状況で進めようと考えておりますが、改めて変更等を行う場合は、農業委員会にもお知らせしながら、進めて参ります。

中　村　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　ここで農業振興課の方には退席願います。

議　　長　　暫時休憩します。（16：52）

（農業振興課、退室）

議　　長　　再開します。（16：53）
　お諮りします。この変更（案）に対し意義のない委員は挙手をお願します。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この変更（案）に対し、異議のない旨、回答いたします。

【議案第４号　千歳市都市計画及び景観審議会委員の推薦について】

議　　長　　次に、議案第 4 号、千歳市都市計画及び景観審議会委員の推薦についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号について、ご説明申し上げます。
議案書 13ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
千歳市都市計画及び景観審議会委員の推薦について、審議意見を求めます。
この度、令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの第 24 期の農業委員の任期が終わり、新たに 25 期の新体制の農業委員会が本日よりスタートしました。
改選後の当委員会に対しまして、千歳市長より千歳市都市計画審議会委員として、委員 1 名、新たに千歳市景観審議会委員として委員 1 名の推薦依頼がありました。
千歳市都市計画審議会は、千歳市における都市計画の総合的な企画及びその円滑な推進を図るため、市長の諮問機関として設置され、学識経験者・市議会議員など委員 16 名をもって構成されております。
任期については、委嘱の日である令和 5 年 10 月上旬から令和 7 年 7 月 9 日までとなります。
また、新たに依頼された景観審議会は千歳市景観計画、千歳市景観条例に基づき景観づくりに関する事項を調査審議するため、令和 3 年度に設置された機関で、市が景観行政事務を行うに当たり行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者、関係行政機関の職員のほか、景観に関する団体や市民等を構成員として幅広い意見を伺いながら調査審議を行います。
千歳市景観審議会の委員は千歳市景観条例に基づき 12 名で構成されており、任期については委嘱の日である令和 5 年 9 月上旬より 2 年間となります。
以上、議案第 4 号について、ご説明申し上げましたがよろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　推薦についてどのように取り計らえば、よろしいですか

平　沖　委　員　　農業委員会から出すという事であれば、会の代表、会長である長島会長にお願いしてはどうでしょうか。

議　　長　　他に意見はございますか。

（意見なし）

議　　長　　ご意見がないようでしたら、当職を都市計画審議会委員及び景観審議会委員に推薦することについて審議を行いますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、平沖会長職務代理者と議長を交代し、私は退席いたします。
　暫時休憩します。（16：57）

（長島会長退室、議長交代）

平沖会長職務代理者　　再開します。（16：58）
　これより質疑を行います。

（質疑なし）

平沖会長職務代理者　　他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。
　長島会長を都市計画審議会委員及び景観審議会委員に推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

平沖会長職務代理者　　挙手多数でありますので、長島会長を都市計画審議会委員及び景観審議会委員に推薦することに決定いたしました。
　長島会長の退席を解きます。
　暫時休憩します。（16：58）

（長島会長、入室、議長交代）

議　　長　　再開します。（16：58）
　これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料1　農業委員の担当地区について
資料2　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙの実施について
口 頭　配布物の説明について
令和5年度農業委員会道内研修について
次回総会の開催場所及び開催時間について
大地の会臨時総会について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（17：05　閉会）